
解 説

韓国の温泉法（2001）について

日本地科研究所
佐 藤 幸 二

On the Korean Hot Spring Law (2001)

Koji SATO

Nihon Chika Kenkyuusho

先に本誌第51巻で紹介した韓国の温泉法は、2000年1月に改正されたものであったが、その後2001年1月に一部改正が行われた。“温泉地区”が“温泉源保護地区”と改称されたり、より細かい規定や明確な規定が追加された。表題にいう温泉法（2001）は、2001年1月に改正された温泉法という意味である。

条文の題目を以下に挙げると次のようになる。各条ごとに改正の有無や新設などを記したが、“温泉地区”から“温泉源保護地区”への改称のみの場合は省略した。

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（温泉源保護地区の指定等）一部改正

第3条の2（温泉専門機関の登録取消し等）新設

第4条（温泉孔保護区域の指定等）一部改正

第4条の2（温泉源保護地区等の指定手続きの履行等）新設

第5条（適用の排除）一部改正

第6条（保養温泉の指定）

第7条（温泉開発計画）一部改正

第7条の2（温泉開発面積の算定基準等）新設

第8条（掘削許可）一部改正

第9条（掘削許可の制限等）一部改正

第10条（原状回復義務等）

第11条（動力装置設置の許可）

第12条（温泉湧出目的外の土地掘削制限）

第13条（温泉の利用許可）一部改正

第13条の2（浴用温泉水の水質基準等）新設

第14条（利用許可の取消しあるいは制限）

第15条（水質検査及び成分検査）

- 第 16 条 (温泉の共同給水)
 - 第 17 条 (温泉発見者の申告等) 一部改正
 - 第 18 条 (温泉の優先利用許可等) 一部改正
 - 第 19 条 (温泉資源の保全・管理) 一部改正
 - 第 20 条 (温泉従事者教育)
 - 第 21 条 (立入検査等)
 - 第 22 条 (聴聞)
 - 第 23 条 (手数料)
 - 第 24 条 (罰則)
 - 第 25 条 (罰則) 一部改正
 - 第 26 条 (罰則) 一部改正
 - 第 27 条 (罰則)
 - 第 28 条 (両罰規定)
 - 第 29 条 (過怠料)
- 附則

この温泉法の改正に伴って、2001 年 6 月に温泉法施行令及び温泉法施行規則も改正されたが、ここでは省略する。上記の温泉法をも含めて、詳細は佐藤の“韓国の温泉法”（温泉工学会誌 Vol. 28, No. 1 (2002)）および“韓国の温泉法, 2001”（温泉工学会誌に投稿中）を参照されたい。

温泉法施行規則には、別表 (1, 1 の 2, 1 の 3, 2~5), 別紙 (第 1 号, 第 1 号の 2~4, 第 2~6 号, 第 9~16 号) が規定されている。

別表、別紙は次のようになっている。

- 別表 1 温泉専門機関の登録基準
- 別表 1 の 2 温泉専門機関の登録取消し及び営業停止処分基準
- 別表 1 の 3 温泉開発面積の算定基準
- 別表 2 温泉利用業所の表示
- 別表 3 温泉浴用水の水質基準及び水質検査方法
- 別表 4 水質検査及び成分検査の検査機関・検査周期及び検査項目
- 別表 5 温泉孔検査方法及び検査報告書作成項目
- 別紙第 1 号書式 温泉源保護地区指定(変更)申請
- 別紙第 1 号の 2 書式 温泉専門機関登録申請書
- 別紙第 1 号の 3 書式 温泉専門機関登録台帳
- 別紙第 1 号の 4 書式 温泉専門機関登録証
- 別紙第 2 号書式 温泉孔保護区域指定承認申請
- 別紙第 3 号書式 土地掘削等許可(変更許可)申請書
- 別紙第 4 号書式 動力装置設置(変更)許可申請書
- 別紙第 5 号書式 地下水開発許可申請書
- 別紙第 6 号書式 温泉利用許可申請書
- 別紙第 9 号書式 水質(成分)検査申請書
- 別紙第 10 号書式 温泉発見申告書
- 別紙第 11 号書式 温泉管理台帳
- 別紙第 12 号書式 許可証

- 別紙第 13 号書式 温泉立入検査員証
 別紙第 14 号書式 過怠料納付通知書
 別紙第 15 号書式 過怠料納付督促状
 別紙第 16 号書式 過怠料収納簿

上記にいう水質検査は大腸菌群の検査を意味している。

別表、別紙のうちのいくつかを示す。

[別表 1]

温泉専門機関の登録基準（第 3 条の 2 関連）

1. 専門員
 - ア. 次の 1 に該当する者 1 名以上
 - (1) 応用地質技術者あるいは地球物理技術者として、温泉孔調査あるいは温泉賦存量調査業務に 5 年以上従事した者
 - (2) 応用地質・地球物理あるいは、それと類似した分野の学士以上の学位所持者として、温泉孔調査あるいは温泉賦存量調査業務に博士学位の場合 5 年、修士学位の場合 7 年、学士学位の場合 10 年以上従事した者
 - イ. 応用地質あるいは地球物理専攻の学士以上の学位所持者として、温泉孔調査あるいは温泉賦存量調査業務に 3 年以上従事したもの 2 名以上
 - ウ. 化学分野専門の学士以上の学位所持者として、温泉あるいは地下水分析業務に 5 年以上従事した者 1 名以上
2. 装備
 - ア. 物理探査及び検層装備
 - イ. 水素イオン濃度、水温、電気伝導度、全溶解物質等の検査のための簡易水質測定装備（現場で使用可能な装備であること）
 - ウ. 水位測定装備
 - エ. 水量測定装備
 - オ. 野外水質分析装備

[別表 1 の 3]

温泉開発面積の算定基準（第 4 条の 2 関連）

$$\text{温泉開発面積 (m}^2\text{)} = 66.2 \times 1 \text{ 日適正揚水量 (トン)}$$

※備考

1. 1 日適正揚水量は第 13 条第 2 項第 2 号後段によって、72 時間の間の揚水量のうち、最後の 24 時間の間の揚水量を基準として算定する。
 この場合、水位降下は 100 m 以内でなければならない。
2. 温泉開発地域の土地が温泉開発者の所有である場合 100% の範囲内で追加して開発することが出来る。

〔別表4〕

水質検査及び成分検査の検査機関・検査周期及び検査項目
(第12条第1項関連)

区分	検査機関	検査周期	検査項目
水質検査	市長・郡守・区庁長 (市・道の保健環境研究院に依頼して行うことが出来る)	年1回以上	人体への害の有無 (飲用許可を受けた場合には飲用に適合するか否かを含む)
成分検査	令第3条第1項の規定による温泉専門機関	5年ごとに1回以上 (市長・郡守・区庁長が必要と認めた場合には、検査周期前に職権として検査を実施することが出来る)	1. 主要成分 2. 温度 3. 利用による効果 4. 利用に際しての注意事項

〔別紙第1号書式〕 第2条関連

機 関 名				
<input checked="" type="checkbox"/> - 住所		／電話（　） - ファクス -		
担当部署名：		担当者		
文書番号				
受 信 :		施 行 日 : (受信処保存期間)		
参 照 :		発信名義 : 印		
題 目 : 温泉源保護地区指定(変更)申請				
申 請 内 容	①位 置			
	②面 積			
	③指 定 (変更)の 理 由 と 効 果			
	④温 度	°C	⑤成 分	
	⑥賦 存 量		⑦適 正 揚 水 量	トン/日
		具備書類(各1部) 1. 温泉開発計画の概要 2. 地理的条件及び将来利用客増加展望 3. 温泉源保護地区として指定(変更)しようとする理由 (市長・郡守・区庁長の意見を含む) 4. 予定地区内の土地に対する調査及び図面(地籍図及び林野図) 5. 予定地区内の温泉資源に関する温泉専門機関の検査(賦存量・適正揚水量を含む、 2~3ヶ孔以上の掘削) 6. 予定地区面積の妥当性及び温泉の経済性検討結果報告書 7. 他の地域開発計画との関連性		

〔別紙第11号書式〕 第15条第3項関連

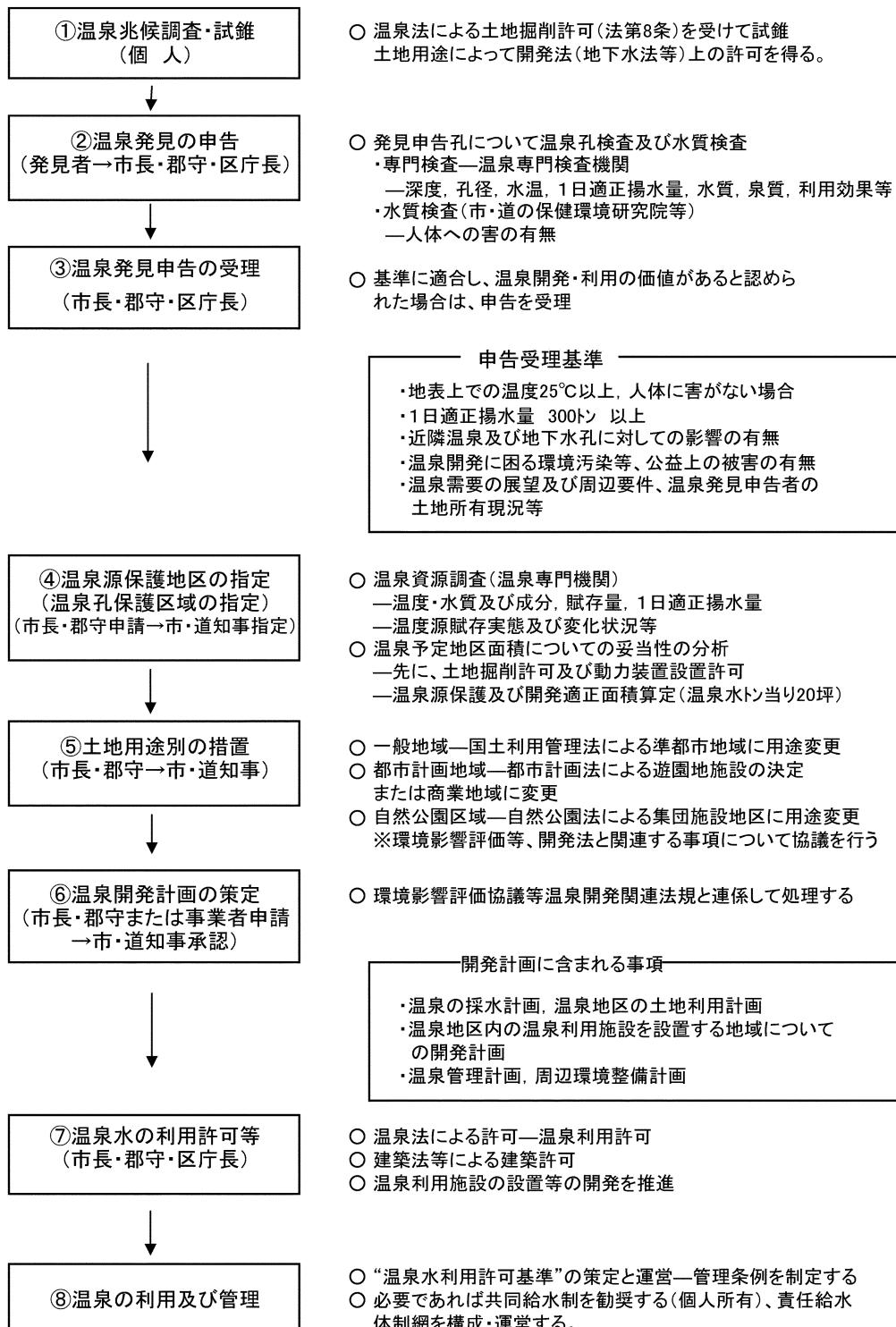
温泉管理台帳(温泉)							
温泉所在地							
温泉発見状況	温泉法制定前から利用した地域			温泉法制定後新規に指定された地域			
	最初の利用時期(年代)		発見申告日		申告受理日	発見者の人事項	
温泉孔が発見された土地	所在地		地目	面積	所有者住所	所有者姓名	
温泉源保護地区あるいは温泉孔保護区域の指定	指定日	地区面積	温泉専門検査				
			検査機関名		検査期間		
	賦存面積	賦存量	1日 適正揚水量	開発 適正面積	掘削孔数	影響距離	
開発計画策定及び開発推進状況	策定日	開発計画面積					備考
	計	温泉利用施設	商業施設	公共施設	緑地施設	その他施設	
	m ²						
	開発主体	総事業費		事業期間	開発後 収益額	施設計画	
	開発方式 (開発面積)	行政措置事項(措置日)					
		国土利用計画変更	都市計画変更	観光地指定	環境影響評価	その他造成計画承認	開発推進状況

温泉孔	温 泉 孔 数	利 用 許 可 孔 数	未 許 可 孔 数 (廃孔数)	深 度 (最高～最低)	地 表 か ら の 水 位 (最高～最低)	孔 内 安 定 水 位 (最高～最低)		
温泉現況	温 度 及 び 水 量	温 度 (最高～最低)	可 採 水 量 (トン/日)	許 可 可 能 量 (トン/日)	利 用 訸 可 量 (トン/日)	泉 質 (主要成分)		
効能								
利用現況	利 用 客			1 日 最 大 収 容 能 力	利 用 施 設			
	1 日 最 大	1 日 平 均	年 間 利 用 客		計	ホ テ ル	旅 館	浴 場
温泉資源保全管理	温泉資源調査実績			水質検査及び成分検査実績		水文観測施設設置状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査周期 ・調査機関 ・調査結果 			<ul style="list-style-type: none"> ・検査周期 ・検査機関 ・検査結果 		<ul style="list-style-type: none"> ・水位測定装置 ・流量計 ・温度計 		
温泉資源保全管理措置状況								

210 mm × 594 mm (保存用紙 (2種) 70 g/m² (再活用品))

これらの温泉法に従っての温泉開発手順は表のようになる。

温泉開発手順



温泉法・温泉法施行令・温泉法施行規則のいろいろな所に出てくる温泉専門機関は、2000 年末までに次の 8 機関が申告・登録されている。

1. 農業基盤公社 京畿道
2. 韓国地質資源研究院 大田市
3. 大韓鉱工業振興公社 ソウル市
4. 韓国水資源公社 大田市
5. 韓国中央温泉研究所 ソウル市
6. (株)ハナ エンジニアリング 蔚山市
7. (株)韓国建業エンジニアリング 京畿道
8. (株)世紀総合技術公社 忠清南道

最後に、2001 年 1 月末現在の韓国の温泉現況を表にして示す。

なお、最近 京畿道江華郡の席毛島という小島で極めて高温の Na-Cl 泉が、花崗岩中の掘削によって毎分ほぼ 1 トン自噴し、濟州道（濟州島）の西部でも泉温 40°C を越える Na-HCO₃ 泉（CO₂ を伴う）が湧出した。

溫泉現況 (2001年1月末現在)